

第8回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年8月15日（木）

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 1件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 1件)
- 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について
(申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 3件)

応召委員（13名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席
した者（事務局）

事務局 長	前原 光智
事務局次長	井上 ひとえ
事務局書記	比留間 優

午後4時開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第8回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総

	会に関する規則第 6 条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。 それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	異議なしと認め、2 番乙幡昇治委員と 8 番大口貴司委員以上 2 名の方をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは御説明いたします。 議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、1 件ございました。 申請番号 1 番の相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。 理由は、令和 6 年 5 月 3 日申請人の母の死亡による相続であります。 なお、本申請に際しまして、高橋文雄委員による相続税等納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また、特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。 以上でございます。
議 長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。 それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。
8 番 (大口 貴司君)	本日、午後 1 時 5 0 分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1 件あります。 申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は、ナス、オクラ、パプリカが栽培されておりました。②の農地はサ

議 長
(加藤 武君)

ツマイモ、ラッカセイが栽培され、一部作付け準備中でした。③の農地はナス、ピーマン、インゲンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 1 号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

8 番
(高橋 文雄君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1 件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 2 号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 件ございます。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を

議長
(加藤 武君)

受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成29年12月18日に相続し、前回調査は、令和3年9月15日になります。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地はクリが、②の農地はサトイモが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

3番
(峰岸 豊君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1件の申請がございました。

申請番号1番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和5年10月1日、申請人の兄の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地はトマト、オクラ、キュウリが、②の農地はサトイモ、ゴマが、③の農地はブルーベリー、サトイモ、ゴマが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでし

議長
(加藤 武君)

た。

以上のことから、議案第 3 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、内野委員。

10 番
(内野 一彦君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないので、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」につきましては、証明書を発行したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 4 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 4 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が 1 件ございました。

申請番号 1 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載

議長
(加藤 武君)

のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。権利の種類については、賃借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者になります。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは、大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から⑤の農地は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、本市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われます。

以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

1番の申請地につきましては、私から報告させていただきます。現地を確認しましたが、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は申請番号1番が田で、申請番号2番が畑でございます。転用目的は、申請番号1番が駐車場、申請番号2番が住宅用地でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

はい、比留間孝明委員。

7番
(比留間孝明君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番から3番までが住宅用地でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、2番、3番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

はい、川口委員。

12番
(川口 広敏君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委	員	なし。
議	長	御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
(加藤	武君)	以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。 これをもちまして、第8回総会を終了いたします。 大変お疲れ様でした。

午後4時17分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和6年8月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩